

情報化統括責任者等の設置に関する内規

(平成十九年三月二十八日国立国会図書館内規第三号)

改正 平成二十一年三月二十六日国立国会図書館内規第一号

同 二十三年九月二十二日同 第七号

同 二十五年四月二十六日同 第四号

(目的)

第一条 この内規は、国立国会図書館（以下「館」という。）における情報化の推進を図るための体制を整備することを目的とする。

(情報化統括責任者)

第二条 館に、情報化統括責任者一人を置く。

2 情報化統括責任者は、電子情報部長をもって充てる。

3 情報化統括責任者は、館における情報化に関する事務を統括する。

(情報化統括責任者補佐官)

第三条 館に、情報化統括責任者補佐官（以下「補佐官」という。）若干人を置く。

2 補佐官は、情報化関連施策全般に関し十分な知識と経験を有する者をもって充てる。

3 補佐官は、情報化統括責任者の事務を補佐するとともに、その指示に従い、職員に対し、次に掲げる事項について必要な支援を行うものとする。

一 館の情報システムに関する調査、分析及び評価に関する事項

二 館の情報システムの効率的かつ効果的な整備及び管理に関する事項

三 情報通信技術を活用した館の業務及び情報システムの最適化に関する事項

四 館の情報システムの安全の確保に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、館における情報化の推進を図るための方策に関する事項

附 則

この内規は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月二十六日国立国会図書館内規第一号)

この内規は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年九月二十二日国立国会図書館内規第七号)

この内規は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年四月二十六日国立国会図書館内規第四号) 抄

(施行期日)

1 この内規は、平成二十五年四月二十六日から施行する。